

令和4年度地域包括支援センターの運営状況等について

【本市の地域包括支援センターの概要】

(1) 地域包括支援センターの設置

平成18年4月1日（以降、地域ケアプラザ新規整備地区において順次設置）

(2) 地域包括支援センター設置数

全市合計：145か所（令和5年3月31日現在）

- ① 地域ケアプラザに設置する地域包括支援センター：144か所
- ② 特別養護老人ホームに設置する地域包括支援センター：1か所

地域包括支援センター設置数の推移 （令和5年3月31日現在）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
設置数（か所）	142	142	143	145

(3) 担当圏域

概ね中学校区程度

（1か所当たり平均、圏域人口約2万6千人、平均圏域高齢者人口約6千5百人）

(4) 職員配置

保健師等1名、社会福祉士等1名、主任ケアマネジャー等1名（原則配置数）

担当圏域の高齢者人口が6,000人以上の地域包括支援センターには、概ね3,000人ごとに1名を増員配置

(5) 担当業務

- ① 総合相談・支援事業（さまざまな相談への対応等）
- ② 権利擁護事業（高齢者の成年後見制度利用促進、虐待防止の取組等）
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（ケアマネジャーに対する支援、地域のボランティアなど様々なネットワークの構築等）
- ④ 介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）
（要支援者および事業対象者の介護予防ケアプランの作成）

(6) 運営主体

地域ケアプラザ・特別養護老人ホームを運営する法人に本市から指定管理又は運営委託

1 総合相談・支援事業

(1) 窓口・電話相談

地域の高齢者等に対して、面接、電話等による相談を実施し、必要な支援内容を把握するとともに、地域における適切な機関、制度、サービスの利用につなげる等の支援を行っています。

【地域包括支援センターの事業実績】

○相談件数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数 (件)	208,797	224,196	232,521	250,123
1施設当たりの 相談件数 (件)	1,470	1,579	1,626	1,725

【参考】

地域包括支援センターの相談時間は、地域ケアプラザの日中の相談支援の充実・強化を図るため(※)、令和4年10月から、次のとおり変更しています。

(※) これまで夜間時間帯に勤務していた職員を、この変更により可能な範囲で日中勤務とすることで、高齢者の介護相談・生活相談の充実や、地域の自治会町内会、民生委員・児童委員、医療・福祉施設の皆様との連携強化など、地域支援の充実を図っていきます。

<令和4年9月末まで>

- ・月～土：9～21時 日・祝：9～17時(年末年始及び月1回の施設点検日は休館)
- ・上記以外の時間帯は、ケアプラザにかかる相談電話は、特別養護老人ホームに転送し対応

<令和4年10月から>

- ・月～土：9～18時 日・祝：9～17時(年末年始及び月1回の施設点検日は休館)
- ・上記以外の時間帯は、ケアプラザにかかる相談電話は、相談専用コールセンターに転送し対応

(2) 訪問

相談者からの依頼を受けた中で、訪問が必要な場合、地域包括支援センター職員が相談者の自宅等を訪問し、民生委員等とともに安否確認や状況確認、情報提供、各種福祉保健サービスの申請受付等を行っています。

【地域包括支援センターの事業実績】

○訪問件数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問件数 (件)	44,133	41,101	39,529	40,470
1施設当たりの 訪問件数 (件)	311	289	276	279

2 権利擁護事業

(1) 権利擁護相談

地域の民生委員、介護保険事業者、医療機関等の福祉保健関係者とのネットワークを構築し、認知症の高齢者等、判断力の低下で支援を要する方を早期に発見し、相談につなげられるように体制を整備しています。

地域包括支援センターでは、主に社会福祉士が権利擁護事業関連の研修に参加し、業務遂行に必要な実践的知識・情報の習得に努めています。

各区で区成年後見サポートネットを開催し、区福祉保健センター、地域包括支援センター、区社会福祉協議会あんしんセンター職員等関係機関が参加し、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の後見業務を担う専門職団体等と情報共有、困難事例の検討などを行っています。

【地域包括支援センターの事業実績】

○権利擁護相談件数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
権利擁護相談 件数 (件)	15,297	16,125	17,197	17,781
1施設当たり の相談件数 (件)	108	114	120	123

※上記1の相談・訪問件数の内数

(2) 成年後見制度の活用

窓口相談等を通じて把握された、認知症等により判断能力が低下し契約行為等が困難と考えられる方については、民法上の成年後見制度（成年後見、保佐、補助の各類型）の利用が本人の状況に応じて円滑に行われるよう、家庭裁判所への審判請求について案内するとともに、親族申立てが適切に行われるよう支援しています。

その中でも、身寄りが無いなどの理由で親族の申立てが困難な方については、成年後見制度の区長申立て等の対応を図るため、区福祉保健センターにつなげています。

《参考》

【本市の事業実績】

○成年後見制度の区長申立て件数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区長申し立て件数 (件)	275	260	240	280

(3) 日常生活自立支援事業

日常的な金銭管理に不安のある方や困難な方が、日常生活自立支援事業（※）を円滑に利用できるよう支援し、各区社会福祉協議会に設置された「あんしんセンター」につなげています。

※ 日常生活自立支援事業とは、定期的な訪問や預貯金の出納代理・代行や公共料金の支払い等を行う「定期訪問・金銭管理サービス」、介護保険など福祉サービスの利用手続き援助等を行う「福祉サービス利用援助サービス」、預貯金通帳・有価証券・不動産権利証書などを預かる「預金通帳など財産関係書類等預かりサービス」を提供する事業をいいます。

【各区社協あんしんセンターの事業実績】

○日常生活自立支援事業契約件数の推移 (高齢者・障害者合計)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
定期訪問・金銭管理サービス（件） （福祉サービス利用援助サービスを含む。）	1, 146	1, 148	1, 127	1, 139
通帳など財産関係書類等預かりサービス（件）	197	196	187	175
実利用者数（人）	1, 147	1, 149	1, 128	1, 140

※双方のサービスの利用者があるため、件数の計＝実利用者数とはなりません。

(4) 高齢者虐待防止事業

窓口相談などを通じて把握した相談内容について、区へ報告し情報共有を図るなど、連携強化に取り組んでいます。また、高齢者虐待の理解を深め、虐待事例の早期発見・早期対応を図ります。

【地域包括支援センターの事業実績】

○地域包括支援センターから区への相談状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地域包括支援センターから区への相談件数（件）	87	128	144	116

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

(1) 地域住民、関係機関等との連携推進

地域における医療・保健・福祉の連携を図るため、主治医や民生委員など地域関係者との連絡会や地域情報の収集及び提供を行っています。

また、区ケアマネジャー連絡会と協働して研修会開催を行う等、ケアマネジャーを中心に据えたネットワークづくりを行っています。

(2) ケアマネジャー支援

ケアマネジャーに対する相談窓口の設置や、居宅介護支援事業所への訪問等による相談や指導、新任ケアマネジャー等への実習支援等を行っています。

また、支援困難事例に係るサービス担当者会議の開催支援、事例検討、及び医師等の専門家を招いた研修会の開催等を行っています。

【地域包括支援センターの事業実績】

○ケアマネジャー支援状況の推移

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ケアマネジャー 相談件数(件)	合計	28,088	31,307	39,697	32,529
	1施設当たり	198	220	275	224
新人・就労予定 ケアマネジャー 研修実施人数 (人)	合計	1,159	442	469	626
	1施設当たり	8	3	3	5
サービス担当者 会議開催支援 実施回数(回)	合計	7,741	3,971	4,332	4,288
	1施設当たり	56	28	30	30

4 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)

(1) 要支援者等の介護予防ケアプラン作成

地域包括支援センターでは、指定介護予防支援事業者として、要支援者(「要支援1」・「要支援2」に認定された方)の介護予防ケアプランを作成しています。

また、平成28年1月からの介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)を開始し、要支援者および事業対象者の介護予防ケアプランを作成しています。

【地域包括支援センター(指定介護予防支援事業者)の事業実績】

○介護予防ケアプラン作成状況の推移 (翌年度4月審査分)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
作成件数(件)	27,912	29,199	29,668	30,710
1施設当たりの 作成件数(件)	197	206	207	212

(2) 居宅介護支援事業所への委託状況

要支援者の介護予防ケアプランは、原則として地域包括支援センター（指定介護予防支援事業者）が作成することとされていますが、業務の一部を居宅介護支援事業所のケアマネジャーに委託できることとなっています。

【地域包括支援センター（指定介護予防支援事業者）の事業実績】

○地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への介護予防ケアプラン作成委託状況の推移
(翌年度4月審査分)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
委託件数（件）	19,983	21,315	23,622	22,641
1施設当たりの委託件数（件）	141	150	165	156

※（1）介護予防ケアプラン作成件数の内数

《参考》

【地域包括支援センターにおける一般介護予防事業実績※¹】

種別	年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		実施回数	延べ参加者数	実施回数	延べ参加者数	実施回数	延べ参加者数
介護予防普及啓発事業(講演会・イベント・健康教育、その他※ ² 等)	合計	1,870	19,915	2,445	30,920	5,026	69,892
	1施設当たり	13	140	17	216	35	482
地域介護予防活動支援事業※ ³	合計	388	4,871	473	6,132	530	6,668
	1施設当たり	3	34	3	43	4	46

※¹ 地域包括支援センターにおける一般介護予防事業費委託費（介護予防普及強化業務委託）の実績のみ計上。（地域ケアプラザで実施した自主企画事業の介護予防活動の実績は除く）

※² 「その他」は、令和2年度のみ新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、集合型（講演会、イベント、健康教育、介護予防教室等）での開催が困難な場合の代替え手段として、地域ケアプラザや地域で発行している広報誌等の啓発媒体の作成・配布等で介護予防に関する情報発信を実施したものを計上しています。

※³ 地域介護予防活動支援事業の内容：ボランティア育成等の研修、地域活動組織育成・支援、関係団体等の連絡会等